

千葉市公告第450号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 6月12日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フレスポ稲毛
所在地 千葉市稲毛区長沼原町731番17、六方町236番10
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 大和リース株式会社
代表者の氏名 代表取締役 森田 俊作
住 所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別添（変更前）のとおり
（変更後）別添（変更後）のとおり
- 4 変更の年月日
平成31年2月23日
- 5 変更の理由
小売業者変更のため
- 6 届出の年月日
令和元年5月30日
- 7 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
- 8 縦覧期間及び時間
 - (1) 縦覧期間
令和元年6月12日から令和元年10月15日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前9時から午後5時15分まで